

国水第 165 号
令和 8 年 8 月 27 日

全国管工事業協同組合連合会
会長 藤川幸造 様

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震における宅内配管工事への迅速な対応について

令和 8 年熊本地震及び令和 8 年 8 月千葉豪雨により犠牲となられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、熊本地震においては、最大断水戸数が 10 万を超える水道施設への甚大な被害が発生しましたが、管工事業者の皆さまのご尽力により、8 月末目途の断水解消に向けて配水管の復旧が進められているところです。

今後は、水道本管の復旧に伴い、宅内配管工事の増加が見込まれますので、各管工事業者におかれましては、当面、被災住民からの宅内配管工事の依頼を出来る限り優先し、迅速に対応していただきますよう、よろしくお願いします。また、国土交通省においては、宅内配管の修繕対応可能な業者を紹介するコールセンターを 8 月 26 日に設置しておりますので、ご協力頂きますようお願いいたします。なお、令和 8 年熊本地震に伴う応急復旧工事に関しては、「令和 8 年熊本地震に伴う応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について（要請）」（令和 8 年 7 月 30 日付国不建第 49 号）において、必要があると認められる場合には、被災地における災害応急対策を優先して行うことができるよう、施工会社の意向も踏まえた上で、施工中の工事の一時中止を指示するよう各地方公共団体に要請しておりますので、参考としてください。

一方、熊本地震においては八代市を中心に個人用等の井戸が被災し、各管工事業者への問い合わせが増えていると聞いておりますが、井戸の被災に対しては、8 月 11 日に国土交通省、熊本県、八代市、さく井協会により井戸水対応チームが新たに設置され、対応が進められているところです。八代市の被災住民からの問い合わせに対しては、八代市環境センター内井戸水対応チーム事務所（電話 0965-33-8773）をご紹介いただくようお願いいたします。

【参考】 ■井戸水対応チーム事務所の開設について / 熊本県八代市 HP

<https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00326949/index.html>

■報道発表資料：国土交通省 令和 8 年熊本地震 水道の宅内配管工事

コールセンターの開設について - 国土交通省

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000758.html

【参考】八代市 HP「井戸水対応チーム事務所の開設について」

井戸水対応チーム事務所の開設について

最終更新日：2026年8月20日  印刷

国・県・市・さく井事業者による井戸水対応チームを設置し、井戸水の断水、濁りによって飲用水・生活用水が確保できない方に対し、専用窓口を8月20日から開設します。

八代市環境センター内 井戸水対応チーム事務所

電話 0965-33-8773

【原因調査の実施】

今回は、対象地域（植柳、麦島、高田、金剛、日奈久、二見校区）の希望される方に対し、被災した井戸の不具合の原因調査を実施します。その他の地域は、現在検討を進めております。追って、お知らせいたします。

- ・調査時間は1日程度です。
- ・調査結果は施工業者から井戸の所有者へ説明します。
- ・井戸やポンプの修理を行うものではありません。
- ・原因調査を実施する中で、井戸の不具合が解消する可能性があります。
- ・井戸が建物の内部にある、舗装されて井戸が確認できないなど、調査が実施できない場合があります。
- ・井戸所有者の調査費用の負担はありません。

このページに関する
お問い合わせは

市民環境部 環境課
〒866-0033
熊本県八代市港町299番地
電話番号：0965-33-4114
Fax：0965-37-8339
[お問い合わせフォーム](#) 

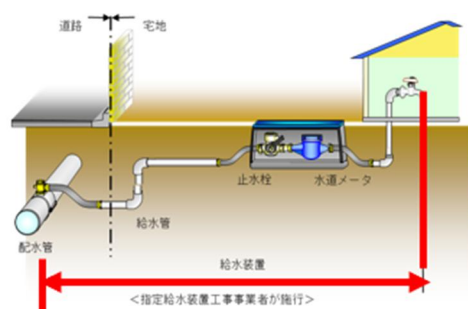
【参考】水道の宅内配管工事 コールセンターの開設について

国土交通省 令和8年熊本地震 水道の宅内配管工事コールセンター



令和8年熊本地震で被災した地域においては、水道本管の復旧に伴い、宅内配管の修繕工事の需要の増加が見込まれるため、被災者の皆様からの問い合わせを一元的に受け付け、宅内配管修繕工事の対応が可能な工事業者を紹介するコールセンターを令和8年8月26日に開設。

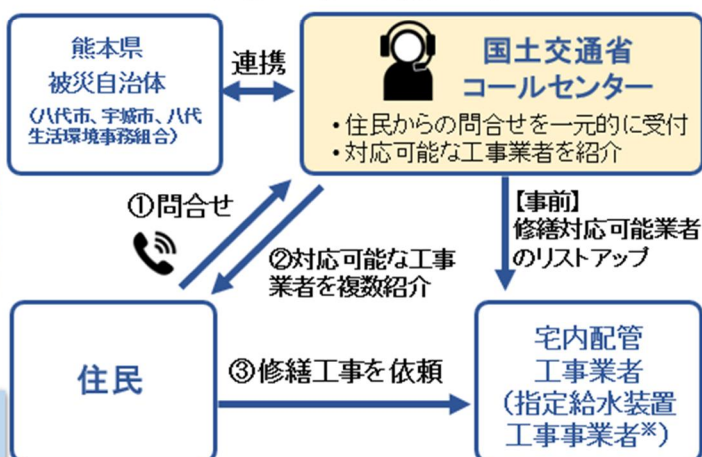
＜コールセンターのスキーム＞



宅内配管の範囲
(水道本管の分岐部から蛇口まで)

【宅内配管工事コールセンター】

- 電話番号: **0120-275-557**
(フリーダイヤル)
- 受付時間: 午前9時から午後5時まで
(平日及び土日祝)
- 設置期間: 令和8年8月26日
～令和8年12月28日(予定)



対象者 : 八代市、宇城市、八代生活環境事務組合(氷川町、八代市の一部)の水道使用者(井戸の修理は対象外)
※水道法第16条の2第1項に基づき、水道事業者(市町村)が給水装置工事を適正に施行することができると認められる者として指定した者